

基本を
おさえる
事例演習

徹底

チェック

COMPLETE CHECK
CRIMINAL LAW

刑法

嶋矢貴之
小池信太郎
品田智史
遠藤聡太

Appendix

03

侮辱罪の法定刑引上げについて

:第25講 名誉毀損罪(本書170頁*)に関する補足

概要

令和4年6月に成立した「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）により、侮辱罪（231条）の法定刑が引き上げられ、従来の拘留・科料のほかに、1年以下の懲役・禁錮と30万円以下の罰金が選択刑として加えられた。本改正は、同年7月7日より施行されている（施行後の行為にのみ、新たな法定刑が適用される）¹⁾。

〔新旧対照条文〕

（侮辱）

旧 231 条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

新 231 条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

〔参考〕

（名誉毀損）

230 条 1 項 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

説明

近年、テレビ番組に出演していた女性が番組中の言動を契機に SNS 上で「生きている価値あるのかね」「いつ死ぬの?」「きもい」といった、侮辱罪にあたるものを含む書き込みを執拗に受け、自殺に至る事件が発生するなど、とりわけインターネット上で悪質な誹謗中傷が横行している実態が認知され、社会問題化した。そして、そのことをきっかけに、侮辱罪の法定刑の引上げが問題となり、本改正につながった。立法過程では様々な観点から議論がなされたところ、刑法学習者の視点で特に重要であるのが、名誉毀損罪と侮辱罪の法定刑の関係である。

すなわち、両罪は、通説によれば同じく人の社会的評価（外部的名誉）を保護法益とするが、名誉毀損罪の法定刑は3年以下の懲役・禁錮または50万円以下の罰金であるのに対し、侮辱罪の法定刑は拘留（1日以上30日未満の刑事施設への拘置。16条）・科料（1000円以上1万円未満の金銭支払。17条）という、刑法典の罪の中で最も軽いものであった。この差は、名誉毀損は、社会的評価を低下させる具体的な「事実」を公然と摘示するのに対し、侮辱は、そうした事実摘示を伴わずに公然と軽蔑の表示をするにすぎないという違いが理由である。もっとも、侮辱にとどまる行為も、軽蔑的評価のもととなる事実をほのめかしたまたはその存在を前提とする表現を伴う場合はめずらしくなく（侮辱罪の実例につき、法制審議会刑事法（侮辱罪の法定刑関係）部会資料「侮辱罪の事例集」〔<https://www.moj.go.jp/content/001375709.pdf>〕を参照）、名誉毀損行為との連続性が認められることや、まさにインターネット上の誹謗中傷がそうであるように、拡散・固定化されやすく、匿名性やある種の集団心理に基づきエスカレートもしやすい、侵害性の大きい態様で実行されるようになってきていることなどに鑑みると、名誉毀損との間に、法定刑にそこまで大きな差をつけるほどの当罰性の差があるとはいいがたい。そこで、悪質な侮辱行為を念頭に、名誉毀損に準じて、厳正に対処すべき犯罪であるとの法的評価を示し、これをより強

1) 法務省による一般向けの解説として、「侮辱罪の法定刑の引上げ Q&A」(https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00194.html)。なお、この改正法は、懲役・禁錮を廃止して「拘禁刑」に一本化するなどの刑罰制度の改正も対象とするが、そちらの部分の施行は公布から3年以内の政令で定める日とされており、令和7年施行の見込みである。

く抑止することを意図して、侮辱罪の法定刑に（名誉毀損よりは軽い）懲役・禁錮・罰金を追加する法改正が行われたものと理解することができる（悪質性の低い事案まで重罰化する趣旨ではないことから、従来の拘留・科料も残されている）。

これに伴い、侮辱罪について、①教唆・幫助が64条の制限にかからずに可罰的となる、②公訴時効期間が1年から3年に延びる（刑事訴訟法250条2項6号、7号参照）、③逮捕の要件が緩和される（同法199条1項ただし書、217条参照）、などの法律上の取扱いの変更も生じる。

一方、本改正は侮辱罪の構成要件を変更するものではないから、同罪の成立範囲は従来どおりである。同罪は表現行為を処罰するところ、とりわけ政治家など公人の資質・能力を低く評価するような批判的論評が広く処罰の対象になるとしたら、憲法上の表現の自由との関係で大きな問題がある。本改正に批判的な立場からは、法定刑の引上げに伴い、侮辱罪が政治的批判の取締りのためにより広く適用されるようにならないか、あるいは、そうした懸念から表現の自由に対する委縮効果を生じないかという疑問も示されている。これに対し、立案当局である法務省からは、公正な論評といった正当な表現行為は、仮に侮辱罪の構成要件に該当しても、35条の正当行為として違法性が阻却されることは従前からそうであるし（なお、事実摘示を伴わない侮辱罪に、公共の利害に関する事実の真実性の証明等を要件として名誉毀損罪の処罰を否定する230条の2は適用されないことに注意したい）、捜査・訴追の実務も引き続き表現の自由に配慮しつつ行われるとの説明がなされている。

なお、改正法の附則に、施行3年後に、改正後の侮辱罪の規定がインターネット上の誹謗中傷に適切に対処できているか、表現の自由等への不当な制約になっていないかの検証を行うことが定められている（同3項）。

小池信太郎